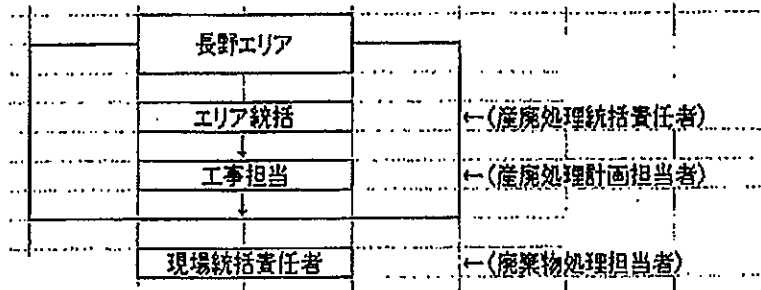


産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 27 日	
(宛先) 松本市長	
提出者	
住 所	長野県松本市平田東2-19-3 クレアール1F
氏 名	住友不動産新築そっくりさん事業本部 北関東信越事業所長野エリア [Redacted Name]
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	050-3112-6712
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	住友不動産新築そっくりさん事業本部 北関東信越事業所長野エリア
事業場の所在地	長野県平田東2-19-3 クレアール1F
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	30億(220棟)
③従業員数	53名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業者⇒収集運搬(委託契約)⇒中間処理(委託契約)又は積替保管(委託契約)⇒最終処分業者・再生利用業者・熱回収業者(飛散性アスベストのみ最終処分場と直接委託契約)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	排 出 量	別紙1参照 t	t
	(これまでに実施した取組) 当事業所は、大幅な解体工事を伴わない既存を活用したりリフォーム工事を事業展開しております。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	排 出 量	別紙1参照 t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への委託量を増加する予定であります。今後も大幅な解体工事を伴わない既存を活用したりリフォーム工事を事業展開し、さらなるリデュースに努める予定であります。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック・紙くず・木くず・金属くず・繊維くず・ガラス陶磁器くず・廃石膏ボード・がれき類・混合廃棄物・非飛散性アスベスト
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・混合廃棄物量を更に減らし、産業廃棄物の分別の更なる徹底の予定であります。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	2882.84 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	482.71 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	226.74 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
委託処理業者へ焼却処理している産業廃棄物をなるべく再生利用する様、指示し推進に努めております。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	3075 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	550 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	255 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・委託処理業者へ焼却処理している産業廃棄物をなるべく再生利用する様、更なる指示、推進の予定であります。 ・優良認定処理業者への委託量増加を考えております。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【 2024 】 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

（単位：t）

「実績」欄：前年度産業廃棄物排出量

「計画」欄：当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総計数量 (※)	自ら行う中間処理										処理の委託に属する事項									
		自ら再生利用を 行った（行う）量		自ら焼却処理を 行った（行う）量		自ら中間処理により処理 した（する）量		自ら焼却処分又は 海洋投入処分を 行った（行う）量		全処理委託量		資源回収業者等 への処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		特定焼却処理業者 への処理委託量		特定焼却処理業者以外 の焼却処理業者への 処理委託量		特定焼却処理業者以外 の焼却処理業者への 処理委託量	
		自ら直接再生利用した量 等を含めた事業場における 産業廃棄物の量		自ら直接再生利用する量 と自ら中間処理を行った 後に再生利用する量		中間処理の量から中間 処理の量を引いた量		自ら直接焼却・海洋投入 処分する量と自ら中間 処理した後に自ら焼却・海 洋投入処分する量		自社内で処理を行わずに 委託先で処理した量と自ら中間 処理した後に委託先で処理する 量		資源回収業者等（廃棄物の 処理及び清掃に関する法律第6条の11 第2項に該当する者）		中間処理、有効利用等 を行っている場合の委託先 （委託先から別の委託先へ 転売される場合を含む）		特定焼却処理業者（廃棄物の 処理及び清掃に関する法律第15条の3 第1項の委託を受けた者）		特定焼却処理業者以外 の焼却処理業者（委託先から別の委託先へ 転売される場合を含む）		特定焼却処理業者以外 の焼却処理業者（委託先から別の委託先へ 転売される場合を含む）	
		①		②+③		④		⑤+⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
1 燃え殻		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2 汚泥		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
3 灰油		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
4 灰渣		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
5 溶アルカリ		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
6 廃プラスチック類	199.26	210.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	199.26	210.00	38.28	45.00	27.17	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
7 紙くず	54.99	60.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	54.99	60.00	13.18	20.00	9.09	15.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8 木くず	1012.72	1050.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1012.72	1050.00	220.66	250.00	145.53	155.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
9 繊維くず	25.40	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	25.40	30.00	5.97	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
10 動植物性残渣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
11 ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
12 金属くず	378.08	400.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	378.08	400.00	32.87	45.00	31.75	35.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
13 ガラスくず・コン クリートくず及び 陶磁器くず	434.12	460.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	434.12	460.00	34.35	40.00	13.20	20.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14 灰だい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
15 ガラス類	448.88	510.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	448.88	510.00	131.42	140.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
16 家電製品類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
17 家電の残骸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
18 廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
19 ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
20 処分するために 処理したもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
21 資源物（資源・燃物）	80.55	85.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	80.55	85.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
22 石綿含有産業廃棄物	250.88	270.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	250.88	270.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計	2882.84	3075.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2882.84	3075.00	482.71	550.00	226.74	255.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総計数量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により処理した（する）量＋自ら焼却処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量